## 〇大雪消防組合建設工事等入札参加者指 名委員会規程

(平成9年4月1日) 訓 令 第 3 号)

**改正** 平成 19年2月 26日訓令第8号 平成22年3月31日訓令第3号 平成26年4月8日訓令第15号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、大雪消防組合建設工事等入札参加者資格審査及び指名に関する規程(平成9年訓令第1号)第4条に規定する大雪消防組合建設工事等入札参加者指名委員会(以下「指名委員会」という。)の任務及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。 (所轄事項)
- 第2条 指名委員会は、大雪消防組合が行う建設工事等に係る入札参加者の指名又は選定について審議する。

(組織)

- 第3条 指名委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、事務局の位置する主監をもって充てる。
- 3 副委員長は、事務局の位置する主監を除く五町の主監をもって充てる。
- 4 委員は、消防長及び署長をもって充てる。 (委員長)
- 第4条 委員長は、指名委員会を代表し会務を総理する。
- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。 (会議)
- 第5条 指名委員会は、必要に応じ開催するものとする。

(入札参加者の指名)

第6条 指名委員会が入札参加者の指名又は選定を行う場合は、別に定める指名基準に基づき、入札参加資格者名簿に搭載された者の中から、指名又は選定しなければならない。ただし、必要と認める場合は組合を構成する六町の入札参加資格者名簿の中から、指名又は選定することができる。

(庶務)

第7条 指名委員会の庶務は、消防本部庶務課において処理する。

(委任)

**第8条** この規程に定めるもののほか必要と認める場合は、大雪消防組合を構成する六町の 指名委員会にその任を委ねることができる。

附則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**(平成19年2月26日訓令第8号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日訓令第3号)

## 第6編 財務(大雪消防組合建設工事等入札参加者指名委員会規程)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**(平成26年4月8日訓令第15号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。